

令和 8 年度 高齢者活躍人材確保育成事業CM放映・イベント開催業務委託 仕様書

第 1 業務名

令和 8 年度 高齢者活躍人材確保育成事業CM放映・イベント開催業務委託

第 2 委託期間

契約日から令和 9 年 2 月 2 8 日まで

第 3 委託業務の趣旨等

1 業務の趣旨・目的

労働力人口の減少等により、各地域において人手不足が顕在化している分野や現役世代を支える介護・子育て分野での担い手確保が課題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題である。

しかしながら、高齢者の中には、働くことに高い意欲を持つ者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない、引退して好きなことを楽しみたいなどの理由から、必ずしも働くことへの意欲が高くない者や、企業等を退職後に何をすべきか悩み、働くことに結び付いていない者も多い。また、依然として、地域の企業の中には、高齢者の採用に積極的でない、又は関心はあるもののどのように高齢者の能力を活用すべきか手探りの状況にある企業もある。

このような高齢者及び退職予定者並びに企業等に対して、シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）について積極的に周知・広報し、シルバーの新規会員、新たにシルバーを活用する企業等を増加させることを目指す。特に、女性会員数は、会員全体のおよそ 3 分の 1 程度に留まっており、高齢女性に対してシルバーで働く魅力等を発信し、女性会員の増加を目指す。その手段として専門的知識や豊富な実践経験があり、メディア等との連携性が高い広告業者等に委託するものである。

2 本業務の対象者

本業務の対象者は、以下の者とする。

- (1) 現にシルバーの会員でない高齢者（令和 9 年 3 月 3 1 日時点で満 6 0 歳以上の者）
- (2) 退職予定者（概ね令和 9 年 3 月 3 1 日時点で満 6 0 歳以上の者）
- (3) 人手不足分野等での仕事の発注が見込まれる企業等

3 委託する業務

(1)CMの放映

受託者は、シルバーの新規会員及び新たにシルバーを活用する企業等を増加させるため、CM本数の確保及び最適な放映時間帯や番組枠の放映調整により、訴求力の高いCM放映プランの提示と各テレビ局との契約を業務とする。

(2)イベントの開催

受託者は、「シルバーって思っていたより楽しそう」をコンセプトとした、シルバーの周知と入会促進を目的としたイベントを開催する。

なお、2つの業務をそれぞれどの程度実施するかについては委託料の上限の範囲内で柔軟に企画提案して差し支えない。

第4 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

なお、業務の内容はその実施状況を見ながら事業効果が高まるよう協議の上、契約期間中においても必要に応じて変更できるものとする。

1 CM放映プランの提示と確保

連合会所有のCM素材（15秒×2種類の構成）を活用し、訴求力の高いプランになるよう放映本数、効果的な放映時間帯、及び番組枠を確保する。

(1) 放映プラン

- ・放映期間は令和8年8月1日（土）から令和9年2月28日（日）までとすること
- ・青森県内の民放3局それぞれで、平日週3回以上放映すること
- ・平日週3回以上放映する番組は、朝に放映されるニュース・情報番組（7時～9時）に2回、夕方の情報番組（16時～18時）に1回を固定として放映すること
- ・本業務対象者の視聴を考慮したプランとすること

(2) その他

- ・CM放映だけでなく、各テレビ局やメディア等を活用したシルバーの周知・広報に資すると考える独自のアイデア
- ・アプリ（Youtube、Instagram、TVer等）やSNS等を活用した周知・広報に資すると考える独自のアイデア

2 イベントの開催

(1) 内容

- ・「シルバーって思っていたより楽しそう」をコンセプトとした、シルバーの周知と入会促進を目的としたイベントを開催する。
- ・会場は、弘前市内とし屋外での開催は不可とする。
- ・開催時期は10月～11月中旬までとし、具体的な日程については委託者と協議の上決定することとする。また、平日以外の土日祝の開催も可とする。なお、会場の予約、運営・開催に係る人的な手配については受託者が行い、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ・イベント開催回数は1回とし、1日で終了するものとする。
- ・来場された方がシルバーの説明や入会手続きができる「入会説明ブース」を設けることとする。

(2) その他

- ・目標来場数を200名とし、うち40%を入会説明ブースに導入できる設計を企画提案すること。そのためのメインステージ企画、周知・広報等に係る経費については委託料に含まれるものとする。

第5 成果物

本業務により得られた成果物（イベント開催のための広報データ等）は、原則として委託者に帰属するものであること。

第6 秘密保持

- (1) 本業務に関して、受託者から提出された企画提案書等は、本業務における委託契約候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

- (3) 受託者は、本業務で知り得た委託者の業務上の秘密を保持しなければならない。
また、委託業務終了後も同様である。

第7 委託料の上限

8, 420千円（税込）

第8 その他

受託者は、本業務を実施するにあたって、不明瞭な点や変更の必要性がある場合又は業務執行上の疑義が生じた場合は、委託者と協議するものとする。